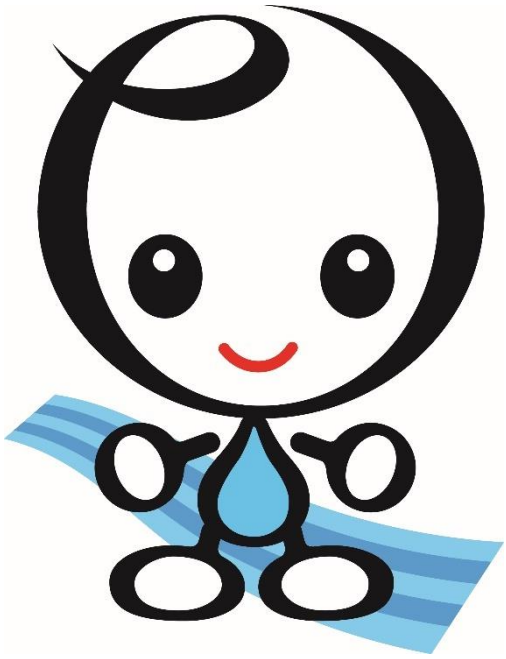
令和9年度（2027年度）向け

保育所等の利用案内

2号・3号認定用



【お問い合わせ先】
おいらせ町役場　子育て支援課（本庁舎１階）
電話番号：0178-56-4259
ホームページ https://www.town.oirase.aomori.jp/

令和８年１０月発行

この利用案内の内容は、制度改正により変更する場合があります。

1. はじめに

この案内における「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業のことをいいます。

保育所等は、保護者が「保育を必要とする事由（以下、「認定要件」）」に該当する場合に保護者に代わって児童を保育する施設です。

※一時的に利用したいとき（一時預かり）や幼稚園については、おいらせ子育てガイドブックでご確認ください。

2. 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

保育所等の利用申し込みをする場合、お子さまの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。次のような区分や要件に当てはまる方が認定を受けることができます。

なお、希望する施設が定員超過する場合等、認定されても利用できないことがあります。

（１）認定区分

認定区分	年齢	該当理由	利用できる施設
１号認定 （教育標準時間）	満３歳以上	幼稚園等での教育を希望する場合 ※「認定要件」非該当でも利用できる	認定こども園、幼稚園
２号認定 （保育標準時間・短時間）	満３歳以上	「認定要件」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園、保育所
３号認定 （保育標準時間・短時間）	満３歳未満		認定こども園、保育所 地域型保育事業

（２）認定要件

認定要件		利用できる期間（認定期間）
就労	月４８時間以上就労している （就労内定による申し込み可能）	仕事をしている期間
妊娠・出産	出産予定・出産して間もないとき	出産予定日の産前８週から産後８週を経過する日の翌日が属する月の月末まで
疾病・障がい	病気や障がいのため保育が困難なとき	療養にかかる期間
介護・看護	傷病者や障がい者を介護または看護しているとき	介護・看護に必要な期間
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき	通学する期間
求職活動	仕事を探しているとき（求職活動）	仕事を始めるまで（３か月以内）
災害復旧	火災等の災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待・ＤＶ	虐待や配偶者等からのＤＶ（家庭内暴力）のおそれがあるとき	必要な期間
育児休業	育児休業中に継続利用をするとき ※兄姉がすでに保育所等に入所していて、弟妹の出生で保護者が育児休業を取得するとき	育児休業期間内

＊６０歳未満の同居者がいる場合も上記要件が必要です。認定要件に該当しない場合は、利用調整時（選考）の優先順位が低くなる場合があります。

＊保育所等の利用開始日は、各月１日が原則です。

（３）保育所等を利用できる時間

認定区分や認定要件によって利用できる時間が変わります。利用できる時間を超えて利用する場合は、預かり保育・延長保育の扱いになり、別途利用料が発生します。開閉園時間や預かり保育・延長保育時間は施設毎に異なりますので、各施設にお問い合わせください。

<table>
<tr><td>教育標準時間 ⇒</td><td>預かり保育
（別料金）</td><td>利用できる時間
施設が定めた４～５時間の範囲
例：9：00～14：00</td><td>預かり保育
（別料金）</td></tr>
<tr><td>保育標準時間 ⇒</td><td>延長保育
（別料金）</td><td>利用できる時間
施設が定めた11時間の範囲
例：7：00～18：00</td><td>延長保育
（別料金）</td></tr>
<tr><td>保育短時間 ⇒</td><td>延長保育
（別料金）</td><td>利用できる時間
施設が定めた8時間の範囲
例：8：00～16：00</td><td>延長保育
（別料金）</td></tr>
</table>

【利用できる時間】（保育の必要量）

認定要件	保育の必要量（※１）（※２）	
	標準時間	短時間
就労（月１２０時間以上）	○	
就労（月４８時間以上１２０時間未満）		○
妊娠・出産	○	
疾病・障がい	○ （※３）	
介護・看護		
求職活動		○
就学（月１２０時間以上）	○	
就学（月４８時間以上１２０時間未満）		○
災害復旧	○	
育児休業（期間中の継続利用）　※４		○

※１：保護者のどちらかが保育短時間に該当する場合は、保育短時間の認定になります。

※２：保育標準時間に該当する場合でも、保護者の希望によって保育短時間の認定を受けることができます。

※３：介護・看護の時間によっては、「保育短時間」として認定をする場合があります。

※４：育児休業から復職する際は「就労」での申し込みになります。利用調整(選考)を行う場合は、各世帯の認定要件による優先順位で決定します。

（４）申し込み手続きに必要な書類

書類は子育て支援課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書兼保育の利用申込書

児童ごとに提出が必要です。ただし、申込書の「⑤父母の状況」は、１世帯１枚の提出で差し支えありません。

② 保育が必要である状況を証明する書類

父と母それぞれ（保護者が父母ではない場合はその保護者）に必要です。

保護者の状況	提出書類
・就労（内定を含む） ・自営業（農業除く） ・農業従事 ・産前・産後休業 ・育児休業期間の継続利用	○就労証明書 ＊被雇用者は職場からの証明が必要です。自営業者（農業除く）は就労証明書と、開業届出書の写しまたは営業証明書を提出してください。 ＊農業従事者は就労証明書と耕作証明書を提出してください。町内に農地がある場合は、町農業委員会（分庁舎３階）で発行しています。 ＊産前・産後休業の場合は、様式内№8、11 を必ず記入してください。 ＊育児休業の場合は、様式内№9、11 を必ず記入してください。
・妊娠・出産 （産前・産後休業取得者を除く）	○母子手帳（出産予定日がわかるページ）の写し
・疾病・障がい	○診断書（どれくらいの期間に保育できないかがわかるもの） ○障がいの認定を受けている場合は、手帳の写しまたは障がい基礎年金等の受給がわかるもの（この場合は診断書不要）
・介護・看護	○看護・介護申立書 ※１
・災害復旧	子育て支援課にお問い合わせください。
・求職活動	○求職申立書
・就学、職業訓練	○在学（受講）証明書 ○時間割（カリキュラム）表

※１　介護を理由に利用する場合は、介護認定証または障がい者手帳等の介護が必要であることがわかる書類を添付してください。

③　個人番号（マイナンバー）に関する身元確認書類

個人番号（マイナンバー）を確認することで、保育料を決定する際に所得課税証明書等の提出を省略できます。制度の趣旨をご理解のうえ、個人番号の記載および本人確認書類の提示等にご協力をお願いします。

ただし、おいらせ町に転入予定の方や税額控除前の課税総所得金額を確認する必要がある方は、個人番号（マイナンバー）の利用だけでは保育料（利用者負担額）を正しく決定できませんので、所得課税証明書を提出していただく場合があります。

※個人番号の記載がない場合は、必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムへ個人番号の照会を行います。

＊＊ 本人確認について ＊＊

1．個人番号カード（マイナンバーカード）を持っている場合

本人確認書類として個人番号カードを使用する場合は、番号確認と身元確認を一度に済ませることができます。

2．個人番号カード（マイナンバーカード）を持っていない場合

番号確認書類と身元確認書類の両方が必要です。

本人確認書類	番号確認書類	○以下の書類から１点 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
	身元確認書類	○以下の書類（顔写真付きの確認書類）から１点 ・運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の写真付身分証明書（官公署の職員証等） ○または、以下の書類（顔写真なしの確認書類）から２点 ・公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証、社員証、母子健康手帳等

④その他の必要書類

次の「世帯の状況」に該当する場合は提出してください。

世帯の状況	提出書類
障がい者（児）在宅世帯	障がい者手帳の写しまたは愛護手帳等
生活保護世帯	生活保護受給証明書
就学前のきょうだいが「子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園」や「障がい者通所施設」等に在園又は通所している世帯	在園証明書または通所を証明する書類
同居する６０歳未満の祖父母等が「保育が必要な事由」に該当する場合	３ページ（４）②のうち該当する書類 ※提出がない場合は、祖父母等により児童の保育が可能とみなされ、利用調整（選考）時に優先順位が低くなる場合があります。

3. 申し込み手続きの流れ

（１）令和９年４月から利用を希望するとき・継続利用を希望するとき

こちらに掲載しているのは、２号認定と３号認定の申し込み手続きの流れです。１号認定は施設が入所内定をした後に町が認定しますので、希望施設に直接申し込みください。

施設見学

申し込む前に入所予定のお子さまと見学して、特徴や雰囲気を見ておきましょう。予約の連絡は直接施設にお願いします。

第１期受付

受付期間： 令和８年１１月１６日(月)～令和８年１２月１５日(火)

※継続利用を希望する方は上記期間に改めて手続きをお願いします。対象者には利用施設または子育て支援課からお知らせします。

（第２期受付）

受付期間： 令和９年１月５日(火)～令和９年１月１５日(金)

＊第１期受付で利用定員を超過した場合は、募集は行いません。

（第３期受付）

受付期間： 令和９年２月４日(木)～令和９年２月１５日(月)

＊第２期受付で利用定員を超過した場合は、募集は行いません。

結果通知

結果通知時期
① 第１期・第２期受付分：令和９年２月中旬予定
② 第３期受付分：令和９年３月中旬予定
（保育料の決定（通知）はいずれも令和９年３月下旬予定）

保育料の決定（通知）

第１期・第２期の審査結果通知は、次年度４月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、２月中旬にお知らせします。

町外施設を希望した場合は、施設がある市町村が利用調整（選考）をした後に通知されます。

【受付窓口】
①第１希望が町内施設のとき：第１希望の施設／施設の開所時間内
②第１希望が町外施設のとき：子育て支援課／午前８時３０分～午後５時（土日・祝日を除く）
※各受付期間内に受付した書類等を確認し、利用調整（選考）を行います。

（２）令和９年５月以降から利用を希望するときの申し込み期限

利用開始希望月	申し込み締切日(町内施設分)	受付窓口
令和　９年　５月	令和　９年　４月１５日(木)	①　町内施設を希望するとき 次のどちらか一方 ・子育て支援課 ・希望する施設 ※施設で受付時間が異なります。事前に確認をお願いします。 ②　町外施設を希望するとき ・子育て支援課 ※申し込み期限にご注意ください
令和　９年　６月	令和　９年　５月１４日(金)	
令和　９年　７月	令和　９年　６月１５日(火)	
令和　９年　８月	令和　９年　７月１５日(木)	
令和　９年　９月	令和　９年　８月１６日(月)	
令和　９年１０月	令和　９年　９月１５日(水)	
令和　９年１１月	令和　９年１０月１５日(金)	
令和　９年１２月	令和　９年１１月１５日(月)	
令和１０年　１月	令和　９年１２月１５日(水)	
令和１０年　２月	令和１０年　１月１４日(金)	
令和１０年　３月	令和１０年　２月１５日(火)	

・原則、各月１日入所のみ受付します。
・町外施設を希望する場合は申し込み期限が早くなります。６ページ（３）をご確認ください。

（３）町外の保育所等を利用したいとき（広域利用）

おいらせ町に住所があり、おいらせ町外の保育所等の利用を希望する場合は、子育て支援課で申し込み手続きをしてください。手続きの前に、保育所等がある市町村担当部署に申し込みの締切日と必要書類の確認をお願いします。

なお、入所する前に保育所等がある市町村に転出する場合、直接申し込みが可能な場合がありますので、書類とあわせて確認をお願いします。

【留意事項】

・子育て支援課への書類提出期限は、保育所等がある市町村が定める申し込み締切日の７日前です。
（申し込み締切日の７日前が土日・祝日の場合は、その前日が締切日になります。）
例：A市の指定締切日　令和９年１月２０日 ➡ 子育て支援課に令和９年１月１３日までに提出

・利用の可否は保育所等がある市町村が決定します。原則、その市町村に住所がある人が優先されます。施設の定員等によっては利用保留になる場合がありますので、予めご了承ください。

4. 入所後に申し込み内容が変更したとき

就労や世帯状況が変わったときは、届出が必要です。届出先は、５ページ３.（２）に掲載している受付窓口です。認定の変更は届出があった日の翌月から適用になります。ただし、毎月２０日より後に届出がされたものは、翌々月から適用になる場合もあります。

変更内容	提出書類
就労状況が変わった （時間・場所・転職・育児休業取得等）	・就労証明書 （３ページをご確認ください）
保育が必要な理由が変わった ・仕事をやめた（求職活動をする） ・家族の介護をする ・専門学校に通学する、職業訓練を受講する　等	・変更後の保育要件が確認できる書類 （３ページをご確認ください）
家族や世帯状況が変わった （婚姻、離婚、死別　等）	・変更届 ・町外にお住いの方と婚姻した場合は個人番号（マイナンバー）がわかるもの
利用施設を変える	・利用申込書 ・保育要件が確認できる書類
施設を退所する	・退所届
町外に住所を変える	・退所届 ※住所変更後も同じ施設に入所を希望する場合、変更後の市町村で申し込みが必要です。
利用施設を変えないで、２号認定から１号認定に変えたい	・利用申込書

5. 保育料（利用者負担額）と副食費

（１）保育料と副食費の無償化

令和８年度から０～２歳児の保育料と３～５歳児の副食費を無償化しました。対象者は、おいらせ町にお住まいで、おいらせ町から特定教育・保育給付認定を受けている保護者です。町外にある保育所等を利用する場合も無償になります。

※延長保育、一時預かり、バス代、行事費用等の保護者負担費用は対象外です。

（２）副食費の免除

副食費とは、ご飯、パン、麺類等の主食を以外のおかず、おやつ、牛乳、お茶の費用を指します。０～２歳児クラスの副食費は保育料に含まれており、３～５歳児クラスは保育料とは別に負担する費用になっています。

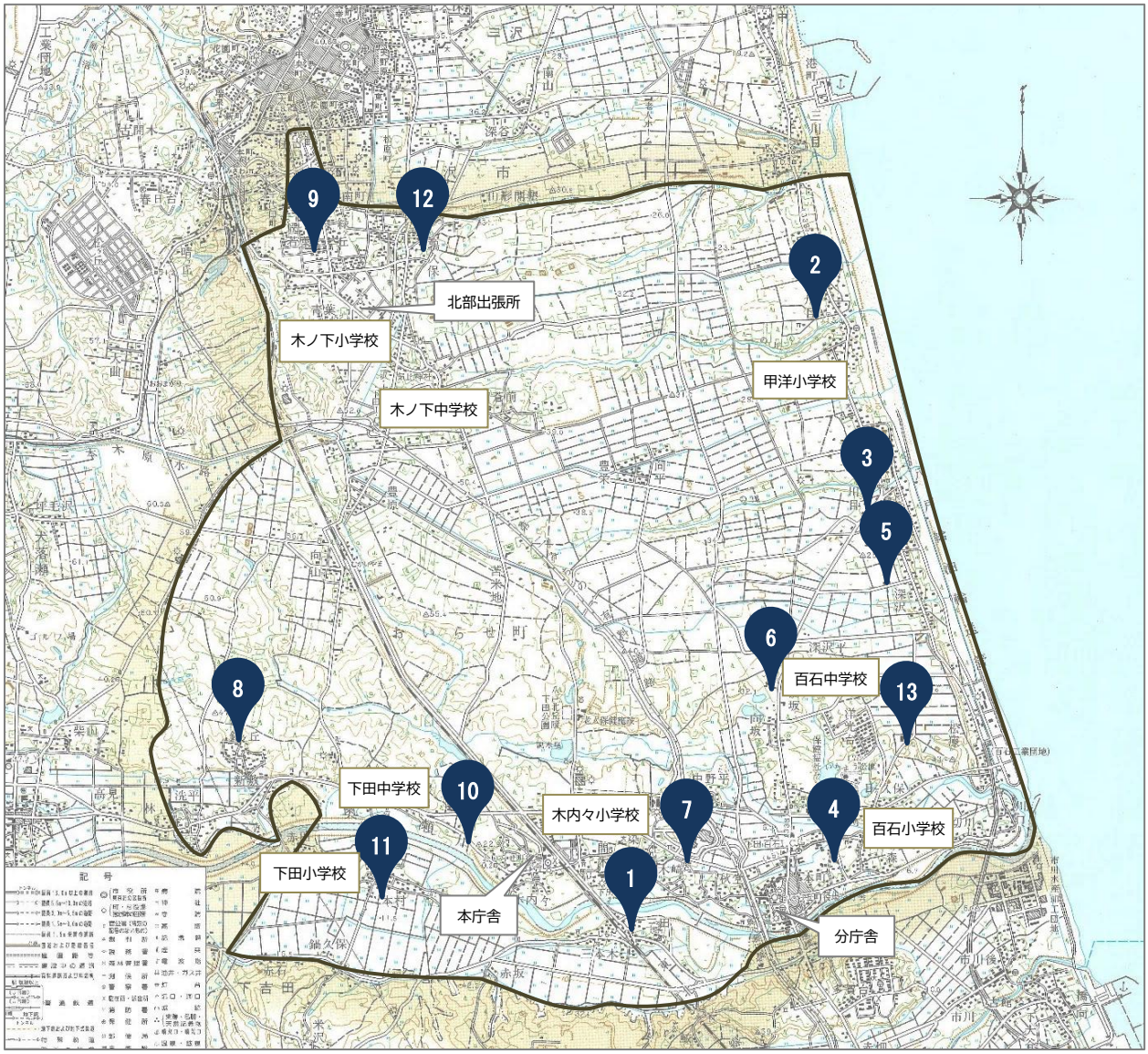
年収が３６０万円未満相当世帯の場合、副食費が免除になります。免除にならない方は、無償化の対象になります。（上限額：月額 5,100 円）

保育料と副食費は無償になりますが、世帯状況や所得の確認は必要です

父と母（収入や扶養の状況によって同居する方も対象）の市町村民税額、児童の支給認定区分、きょうだいの状況等によっておいらせ町が設定した階層区分を決定します。

＊４月～８月は前年度課税額、９月～３月は当年度課税額から判定します。
＊年齢基準日は、４月１日です。
＊市町村民税額は税額控除等（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除）を控除する前の金額です。
＊修正申告等により市町村民税課税額が変更になった場合はお知らせください。
＊保護者が外国籍で日本国内での課税が免除になっている場合は、Ｗ２等の所得がわかる書類をもとに税額換算して決定します。
例）令和９年４月から令和　９年８月分まで：Ｗ２　２０２５
　　令和９年９月から令和１０年３月分まで：Ｗ２　２０２６
＊勤務先で年末調整を行っている場合等を除き、収入の有無にかかわらず、できる限り確定申告を行ってください。
＊父母の所得が一定基準以下の場合、世帯を分けていても同居している方（祖父母等）の中で一番所得が高い方の所得割額で判定することがあります。

6. 町内保育所等一覧



No.	施設区分	施設名	所在地	電話番号
1	幼保連携型認定こども園	三田保育園	三本木 74 番地 28	0178-56-2008
2	幼保連携型認定こども園	二川目保育園	二川目三丁目 53 番地 2	0178-53-2041
3	幼保連携型認定こども園	一川目保育園	一川目二丁目 65 番地 278	0178-52-3864
4	幼保連携型認定こども園	あゆみ保育園	後田 23 番地 3	0178-52-2206
5	幼保連携型認定こども園	深沢保育園	深沢二丁目 11 番地 5	0178-52-3756
6	幼保連携型認定こども園	川口保育園	東下谷地 116 番地 41	0178-52-4133
7	幼保連携型認定こども園	おおぞら保育園	菜飯 53 番地 1	0178-56-4015
8	幼保連携型認定こども園	錦ヶ丘保育園	瓢 165 番地 32	0178-56-4051
9	幼保連携型認定こども園	菜の花こども園	緑ヶ丘二丁目 50 番地 1161	0176-53-8670
10	幼保連携型認定こども園	下田こども園	立蛇 78 番地 5	0178-56-2254
11	幼保連携型認定こども園	本村こども園	中谷地 13 番地	0178-56-2532
12	幼保連携型認定こども園	もりのか保育園	鶉久保山 117 番地 875	0176-51-1147
13	幼保連携型認定こども園	百石幼稚園	沼端 14 番地 75	0178-52-5225

・町内にある保育所等を掲載しています。幼稚園（旧制度）は掲載しておりません。

・各施設の詳しい情報は、施設が運営するホームページ等でご確認ください。